

## 各務原市職員の旧姓使用の取扱いに関する要綱

(平成31年3月29日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、各務原市の一般職の職員（以下「職員」という。）が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境を整備するため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由（以下「婚姻等」という。）によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等によって改める前の氏（以下「旧姓」という。）を名札、名刺その他の文書（以下「文書等」という。）に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。

(旧姓使用の範囲)

第2条 職員が旧姓を使用することができる文書等は、次の各号のいずれにも該当するものであって別表第1に掲げるものとする。

(1) 法令上特別な効果を生じるおそれがなく、かつ、職員の同一性の確認が容易にできるもの

(2) 職務遂行上又は事務処理上誤解又は混乱を招くおそれのないもの

2 旧姓を使用することができない文書等は、前項に規定するもの以外のものであって、別表第2に掲げるものとする。

(旧姓使用の開始)

第3条 旧姓を使用しようとする職員は、旧姓使用届（様式第1号）に使用する旧姓が戸籍上根拠を有することを証する書類を添えて、所属長を経由して市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受理したときは、使用開始年月日を定め、旧姓使用届受理通知書（様式第2号）により、所属長を経由して当該職員に通知するものとする。

(旧姓使用の中止)

第4条 前項の規定により通知を受けた職員（以下「旧姓使用職員」という。）は、旧姓の使用を中止するときは、旧姓使用中止届（様式第3号）により、所属長を経由して市長に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした職員は、戸籍上の氏を改めた場合その他特段の理由があると市長が認める場合を除き、再び前条第1項の規定による届出をすることはできないものとする。

(旧姓使用職員名簿)

第5条 市長は、前2条の規定による届出の内容を旧姓使用職員名簿(様式第4号)に記載し、管理するものとする。

(職員及び所属長の責務)

第6条 旧姓使用職員は、旧姓の使用に当たり、市民に対し、又は職場において誤解又は混乱が生じないように常に努めなければならない。

2 旧姓使用職員は、所属の異動があったときは、事務処理上の混乱が生じないように新たな所属長に対して、旧姓を使用していることを申し出なければならない。

3 所属長は、旧姓使用職員の旧姓使用に関し、適切な運用及び公務の円滑な運営に努めなければならない。

(派遣される職員の取扱い)

第7条 国及び他の地方公共団体並びに公益法人等へ派遣される職員については、派遣先団体の取扱いによるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、職員の旧姓の使用に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月24日決裁)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

旧姓を使用することができるもの

基準	主な文書等の例
1 単に氏名が記載されているもの及び対外的にも使用されるが法令上特別な効果を生じるおそれのないもの	(1) 職場での呼称 (2) 名札 (3) 名刺 (4) 職員名簿 (5) 席次表 (6) 各種文書における担当者氏名 (7) メールアドレス (8) 人事異動名簿 (9) 職員表彰関連書類
2 専ら組織内で使用される文書で、職員の同一性の確認が容易	(1) 起案文書 (2) 決裁文書、供覧文書等に係る押印

にできるもの	(3) 復命書 (4) 人事評価記録書
3 職員の権利義務に係る文書等で、職員の同一性の確認が容易にでき、かつ、旧姓使用を原因とする係争のおそれのないもの	(1) 出勤簿 (2) 休暇等整理簿 (3) 時間外勤務命令簿 (4) 長期休暇等（届出・申請）書 (5) 育児休業関連書類 (6) 営利企業等従事許可申請書 (7) 通勤届 (8) 住居届 (9) 扶養親族届 (10) 旅行（変更）命令書
4 その他法令上特別な効果を生じるおそれのないもの	市長が適当と認める簡易な文書等

別表第2（第2条関係）

旧姓を使用することができないもの

基準	主な文書等の例
1 職員の身分等に関する文書で、法令上特別な効果を生じるおそれのあるもの	(1) 辞令書 (2) 服務宣誓書 (3) 退職願 (4) 処分関係書類 (5) 人事記録台帳 (6) 職員の身分を示す証明書 (7) 在職証明書
2 職員の権利義務に係る文書等で、法令上特別な効果を生じるおそれのあるもの	(1) 税務署等に提出する文書 (2) 共済組合に提出する文書 (3) 地方公務員災害補償基金に提出する文書 (4) 退職手当に関する文書 (5) 交通事故報告書 (6) 職員派遣に関する文書 (7) 金融機関等に提出する文書
3 公権力の行使等対外的な行政行為に係るもの	許認可、徴税等法令に基づく行政処分に関する文書
4 情報事務システムの変更が必要となるもの	
5 その他旧姓を使用することにより、法令等の規定に抵触するおそれがあると市長が認めるもの	

様式第1号（第3条関係）

旧姓使用届

年 月 日

（宛先） 各務原市長

所属名

職名

戸籍上の氏名

職員番号

各務原市職員の旧姓使用の取扱いに関する要綱第3条第1項の規定により、下記のとおり旧姓の使用を届け出ます。

記

- 1 使用する旧姓
- 2 旧姓の使用開始希望日
- 3 戸籍上の氏の変更年月日
- 4 戸籍上の氏の変更理由

所属長確認欄	
--------	--

様式第2号（第3条関係）

第 号  
年 月 日

様

各務原市長

旧姓使用届受理通知書

年 月 日付けで届出のありました旧姓の使用については、下記のとおり受理いたしましたので通知します。

記

- 1 使用する旧姓
- 2 使用開始年月日
- 3 注意事項等

様式第3号（第4条関係）

旧 姓 使 用 中 止 届

年 月 日

（宛先） 各務原市長

所属名

職名

戸籍上の氏名

職員番号

各務原市職員の旧姓使用の取扱いに関する要綱第4条第1項の規定により、下記のとおり旧姓の使用を中止したいので届け出ます。

記

- 1 使用を中止する旧姓
- 2 使用中止年月日
- 3 中止する理由

所属長確認欄	
--------	--

